

新潟県選挙管理委員会規程第17号

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章及び条の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条－第3条） 第1条・第2条（略） 第3条（ <u>選挙長の告示方法</u> ） 第2章（略） 第3章 選挙人名簿（第5条－第5条の3） 第5条・第5条の2（略） 第5条の3（送付又は <u>引継ぎ</u> を受けた場合の告示） 第4章 投票（第6条－第6条の2） 第6条 <u>削除</u> 第6条の2（略） <u>第4章の2 期日前投票（第6条の3）</u> <u>第6条の3（期日前投票に関する事項）</u> 第5章（略） 第6章 開票（第8条） 第8条（略） 第7章～第9章（略） 第10章 補則（第12条・ <u>第13条</u> ） 第12条（略） <u>第13条（指定都市に対するこの規程の適用）</u> 附則 （縦覧場所の告示） 第5条 市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が漁業法（ <u>昭和24年法律第267号</u> 。以下「法」という。）第94条において準用する公職選挙法（ <u>昭和25年法律第100号</u> 。以下「公選法」という。）第23条第2項の規定により、海区漁業調整委員会委員選挙人名簿	目次 第1章 総則（第1条－第3条） 第1条・第2条（略） 第3条（ <u>選挙長等の告示方法</u> ） 第2章（略） 第3章 選挙人名簿（第5条－第5条の3） 第5条・第5条の2（略） 第5条の3（送付又は <u>引継</u> を受けた場合の告示） 第4章 投票（第6条－第6条の2） 第6条 <u>（投票所の開閉時刻の変更）</u> 第6条の2（略） 第5章（略） 第6章 開票（第8条－ <u>第8条の3</u> ） 第8条（略） <u>第8条の2（投票点検結果の速報）</u> <u>第8条の3（投票点検結果報告）</u> 第7章～第9章（略） 第10章 補則（第12条） 第12条（略） 附則 （縦覧場所の告示） 第5条 市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が漁業法（以下「法」という。）第94条において準用する公職選挙法（以下「公選法」という。）第23条第2項の規定により、海区漁業調整委員会委員選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の縦覧場所を告

(以下「選挙人名簿」という。)の縦覧場所を告示するときは、別記第1号様式に準じてしなければならない。

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示)

第5条の3 市町村委員会が漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。)第5条第5項において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「公選令」という。)第19条第3項の規定により選挙人名簿の送付又は引継ぎを受けた場合の告示をするときは、別記第5号様式に準じてしなければならない。

(投票に関する事項)

第6条の2 投票については、新潟県選挙事務取扱規程(昭和27年選挙管理委員会規程第4号。以下「事務取扱規程」という。)第4章の規定(洋上投票及び在外投票に関する部分を除く。)を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第15条	法第40条第2項	漁業法施行令第6条第3項
------	----------	--------------

第4章の2 期日前投票

(期日前投票に関する事項)

第6条の3 期日前投票については、事務取扱規程第4章の2の規定を準用する。

(不在者投票に関する事項)

第7条 不在者投票については、事務取扱規程第5章の規定(洋上投票に関する部分を除く。)を準用する。

示するときは、別記第1号様式に準じてしなければならない。

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示)

第5条の3 市町村委員会が漁業法施行令(以下「令」という。)第5条において準用する公職選挙法施行令(以下「公選令」という。)第19条第3項の規定により選挙人名簿の送付又は引継ぎを受けた場合の告示をするときは、別記第5号様式に準じてしなければならない。

(投票所の開閉時刻の変更)

第6条 市町村委員会が令第6条第2項の規定により投票所を開く時刻又は投票所を閉じる時刻を繰り上げ又は繰り下げるために、県委員会の承認を申請する場合は、別記第6号様式に準じてしなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、口頭又は電話等によって申請することができる。

2 市町村委員会が令第6条第3項((投票所の開閉時刻の変更の告示及び通知))の規定により告示及び通知するときは、それぞれ別記第7号様式及び第8号様式に準じてしなければならない。

(投票に関する事項)

第6条の2 投票については、新潟県選挙事務取扱規程(以下「事務取扱規程」という。)第4章の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第25条第2項	令第58条第4項及び令第59条第8項	令第58条第4項
第31条第2項	選挙長又は選挙分会長	選挙長

(不在者投票に関する事項)

第7条 不在者投票については、事務取扱規程第5章の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第34条の2	令第51条第1項 及び令第59条第 2項	令第51条第1項
	令第54条第1項、 第2項及び令第 59条第3項	令第54条第1項 及び第2項
第39条	令第58条第4項 及び令第59条第 8項	令第58条第4項

(開票に関する事項)

第8条 開票については、事務取扱規程第6章の規定を準用する。

(開票に関する事項)

第8条 開票については、事務取扱規程第6章(第51条及び第52条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第44条の2	令第70条の2	令第70条の2第 1項
第49条	法第68条の2第 1項から第3項 まで	法第68条の2第 1項

(投票点検結果の速報)

第8条の2 開票管理者は、投票の点検が終わったときは候補者ごとの得票数及び無効投票数を電話等により市町村委員会を通じて選挙長及び県委員会に速報するものとする。

(投票点検結果報告)

第8条の3 開票管理者が漁業法第94条において準用する公選法第66条第3項の規定により選挙長に対して投票点検結果報告をする場合は、事務取扱規程別記第44号様式に準じてしなければならない。

(選挙会に関する事項)

第9条 選挙会については、事務取扱規程第7章(第62条の2の規定を除く。)の規定を準用する。

(選挙会に関する事項)

第9条 選挙会については、事務取扱規程第7章(第62条の2の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第7章見出し	選挙会及び選挙 分会	選挙会
第56条 第57条 第58条	選挙立会人及び 選挙分会立会人	選挙立会人
第60条	選挙会場及び選 挙分会場	選挙会場

第61条の2	法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項及び第8項	法第86条の4第1項、第2項及び第5項
第65条	選挙長又は選挙分会長	選挙長
	選挙会又は選挙分会	選挙会

(候補者に関する事項)

第10条 候補者については、事務取扱規程第8章(第68条第1項第1号、第2号及び第70条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第66条	法第86条又は法第86条の4	法第86条の4
第67条	法第86条第13項又は法第86条の4第11項	法第86条の4第11項
第68条第1項第3号	法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項及び第8項	法第86条の4第1項、第2項及び第5項
第68条第1項第4号	法第86条第9項若しくは法第86条の4第9項	法第86条の4第9項
	法第86条第11項若しくは第12項若しくは法第86条の4第10項の届出を受理したとき	法第86条の4第10項の届出を受理したとき
	法第91条	法第91条第2項
第68条第2項	法第86条第13項又は法第86条の4第11項	法第86条の4第11項
第69条の2	法第86条第13項又は法第86条の4第11項	法第86条の4第11項

(当選人に関する事項)

第11条 当選人については、事務取扱規程第9章の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、右欄のように読み替えるものとする。

第71条	法第101条第1項又は法第101条の3第1項	法第101条の3第1項
------	------------------------	-------------

(候補者に関する事項)

第10条 候補者については、事務取扱規程第8章(第68条第1項第1号、第2号及び第70条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において次の左欄に掲げる事務取扱規程の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ右欄のように読み替えるものとする。

第69条の2	令第88条第8項(同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。)	漁業法施行令第8条第5項
--------	---	--------------

(当選人に関する事項)

第11条 当選人については、事務取扱規程第9章の規定を準用する。

第12条 (略)

(指定都市に対するこの規程の適用)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。

別記

第1号様式

(選挙人名簿縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

第2号様式

(異議の申出が正当である旨の決定通知書の様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

第3号様式

(異議の申出により名簿を修正したときの告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第3号様式の2

(異議の申出が正当でない旨の決定通知書の様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

第4号様式

(確定判決により名簿を修正した場合の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第5号様式

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(区)(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(区)(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、漁業法施行令第5条第5項において準用する公職選挙法施行令第19条第1項の規定により、右の区域に属する部分について送付を受けた選挙人名簿は次のとおりである。

第12条 (略)

別記

第1号様式

(選挙人名簿縦覧場所の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

第2号様式

(異議の申出が正当である旨の決定通知書の様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

第3号様式

(異議の申出により名簿を修正したときの告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第3号様式の2

(異議の申出が正当でない旨の決定通知書の様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

(略)

第4号様式

(確定判決により名簿を修正した場合の告示様式)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

(略)

第5号様式

(送付又は引継ぎを受けた場合の告示様式)

(略)

何市(町)(村)の何々の区域は、何年何月何日本市(町)(村)の区域に編入されたのに伴い、漁業法施行令第5条第5項において準用する公職選挙法施行令第19条第1項の規定により、右の区域に属する部分について送付を受けた選挙人名簿は次のとおりである。

<p>(略)</p> <p>何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名</p> <p>(略)</p> <p>第6号様式 (投票所開閉時刻変更承認申請書様式)</p> <p>(略)</p> <p>第7号様式 (投票時刻変更告示様式)</p> <p>(略)</p> <p>第8号様式 (投票時刻変更通知様式)</p> <p>(略)</p>
---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。